

# 地域安全ニュース

# い、よ

3月号  
令和8年

## 今月の記事

- 【進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止】
- 【生活道路の法定速度が引き下げられます！】
- 【令和8年1月末交通事故発生状況】

伊予警察署  
伊予交通安全協会  
伊予地区防犯協会  
〒799-3111 伊予市下吾川 960  
☎089-982-0110 FAX089-982-3695  
伊予警察署ホームページ  
<https://www.police.pref.ehime.jp/iyo/>

## 進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止

進学・進級のこの時期は、子供たちが大きな期待や希望を抱く一方、周囲の人間関係や生活環境の変化から、非行や不良行為に陥りやすく、また、犯罪被害にあうケースも少なくありません。

少年が非行や不良行為に陥るときは、

- 家族との会話が減り、スマートフォンを長時間使用している
- 夜中に頻繁に外出するようになった
- 買い与えていないのに服や物が増えた

など、いろいろな兆候があらわれるものです。

非行等の兆しを見逃さないようにするためにも、  
家庭内でのコミュニケーションを大切にしましょう！



## ◆ インターネットを適切に活用しましょう ◆

### ペアレンタルコントロール (保護者による管理)

保護者の方がお子さんの発達段階に応じて、インターネット利用を適切に管理することが重要です。

インターネットの利用環境は急速に変化することから、保護者の方の意識向上が重要となります！

### フィルタリング設定

被害に遭った少年のほとんどがフィルタリングを設定していませんでした。

お子さん(18歳未満)がスマートフォンを使用する場合、契約時等にフィルタリングの設定を必ずしましょう。

### ルールづくり

スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールをつくりましょう。

## ◆ 子供を守り育てるには地域の力が必要 ◆

少年の規範意識の向上を図るためには、社会全体として、厳しくも温かい目で少年を見守り、少年に対して、身の回りに常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを伝えていく必要があります。まずは、毎日のあいさつや声かけ、通勤や買い物ついでのパトロールなど自分にできることから始めましょう。



# 生活道路の法定速度が引き下げられます！

改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから**30km/h**に引き下げられます。(R8.9.1～)

## 【具体的な事例】

(変更なし)

中央線や中央分離帯がある道路



法定速度 60km/h

(変更あり)

中央線や車両通行帯がない道路



法定速度 30km/h  
に引き下げ

これまでは.....法定速度「一律」60km/h  
令和8年9月1日からは.....法定速度 60km/hと 30km/hの「2パターン」

ドライバーの皆さんが運転して走行している道路の多くに生活道路が含まれています。皆さんが利用する道路が、引き下げ対象の生活道路に当たるのかということについて、施行までに知っておく準備をして下さい。



## 伊予警察署交通事故発生状況（令和8年1月末・暫定）

	令和8年	令和7年	増減数	増加率
発生件数	11件	11件	±0件	±0.0%
死者数	0人	0人	±0人	—
傷者数	12人	12人	±0人	±0.0%

昨  
年  
の  
特  
徴

- ・交通事故件数、傷者数は前年と同数  
(前年比 発生±0件、死者数0人、傷者数±0人)
- ・当事者別では、高齢者が関与する事故が増加  
(発生10人、前年比+7人)



伊予の



「ぼちぼち」  
運転宣言

この宣言は、ご自身の健康状態や運転能力に応じ、運転する時間帯や場所について、あらかじめ一定のルールを設け、それを守ることで、これからも安全に運転していただくための取組です。

